

## 仕様書

### 1 件名

令和7年度 国保健診受診勧奨事業委託

### 2 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

### 3 委託内容

#### (1) 国保健診対象者の分析及び勧奨通知の作成・発送

##### ア 対象

令和7年度国保健診対象者（40歳から64歳の江戸川区国民健康保険被保険者）のうち、令和6年度国保健診未受診かつ令和7年度国保健診未受診の者。

##### イ 予定人数

25,250人

##### ウ 発送時期

勧奨通知発送 8月上旬（予定）

##### エ 内容

#### (ア) 対象者の分析

区が提供する分析用データの情報を基に対象者を分析した受診勧奨パターンを作成し分類する。

区は分析結果を基に発送対象者を抽出し、発送用データ（印刷用データ）を作成する。

#### (イ) 勧奨通知の作成

受診勧奨パターンごとに適切な勧奨通知を作成する。

形状：A4サイズ（V型圧着）

印刷：両面印刷（表4色、裏4色）

パターン：5種類以上

校正：文字校正3回以上、色校正1回以上

紙質：印刷・印字・加工に適したもの

部数（予定）：25,250部

内容：対象者分析結果及び過去に実施した事業結果分析を基に、対象者に効果的な区独自のメッセージを記載する。ソーシャルマーケティング手法等を活用し、インタビュー調査等をもとに勧奨対象者の特性に合わせた個別具体的な通知物を5種類以上作成する。

#### (ウ) 勧奨通知への印字

印刷された帳票に、区が提供する発送用データ（印刷用データ）の情報を基に宛名面の作成及び圧着面への印字を行う。なお、宛名シール等を使用する場合に係る費用は全て受託者の負担とする。

##### 印字内容

・宛名部分：郵便番号、住所、方書、氏名、カスタマバーコード、管理番号

・圧着部分：受診券番号、通院医療機関名

※圧着部分の印字内容は別途区と協議すること。

(エ) 音声コード(Uni-Voice)対応の切り欠き加工を指定の位置に行うこと。また、区より提供する音声コード用文言から音声コード(Uni-Voice)を作成し、指定の位置に印刷すること。

※切り欠き加工位置及び音声コード(Uni-Voice)印刷の仕様については、下記ホームページを参照すること。配置位置については別途区より指示する。

[https://www.javis.jp/\\_files/ugd/717f42\\_b7eb40354ead4ebaba5798ecf40d6921.pdf](https://www.javis.jp/_files/ugd/717f42_b7eb40354ead4ebaba5798ecf40d6921.pdf)  
レイアウト及び内容等詳細については、別途区と協議すること。

(オ) 印字テスト

帳票及び印字結果の確認のため、発送前に印字テスト（1回以上、1パターンにつき20枚程度）を行い、区の確認を得ること。テスト結果は本番同様の用紙・加工にて作成し、不備があった場合は迅速に修正を行い、再提出すること。なお、印字テスト分は数量には含まない。

(カ) 納品及び発送

区が指定する郵便割引適用となるよう仕分け・表示を行い、区が指定する場所で引抜検査を受けた後に、日本郵便株式会社区内各支店（江戸川・小岩・葛西。以下「各支店」という。）へ搬入すること。なお、発送当日に区による無作為引き抜き確認を実施するため、梱包は開封可能な箱詰めとし、管理番号順に並べる。また、発送日前日までに件数を区に報告すること。

(2) ショートメッセージサービスを用いた受診勧奨

より効果的な受診勧奨を図るため、健診のお知らせをショートメールにて送信する。

ア 対象

令和7年度国保健診対象者（40歳から64歳の江戸川区国民健康保険被保険者）のうち、令和6年度国保健診の受診者かつ携帯電話番号の登録がある者。

イ 人数（予定）

計14,100人

ウ ショートメール送信時期（予定）

4月または5月（4,750件程度）、9月（6,960件程度）、12月または1月（2,390件程度）の3回

エ 内容

(ア) 受診勧奨メッセージの作成

校正：文字校正3回以上

内容：ナッジ理論等を用いた効率的かつ効果的な内容を複数提案すること。なお、メッセージの提案にあたっては、区が実施するがん検診受診勧奨の内容も含めるものとする。また、区の指定する江戸川区医師会の健診（検診）予約サイトのURLをメッセージに加えることとし、区の確認を受け、区と協議の上、校正を行うこと。

パターン：4種類 250文字程度

(イ) 対象者リストの作成

区が提供する送信用データの情報を基に、最終送信対象者選定を行い、区に対象者リストを提出して確認を受けること。

(ウ) 対象者へのショートメッセージサービスの送信

区と協議の上決定した送信日に対象者リストに基づきショートメールの送信を行う。送信元は健康部健康推進課健診係の直通電話番号又は6桁の数字とし、対象者の使用キャリアに依る。送信に係る費用については、この契約の委託料に含むものとする。

(エ) 送信結果の報告

ショートメールの送信後、送信結果について遅滞無く区に報告を行うこと。

(オ) メンテナンスの実施

受託者が必要と判断した場合は、ショートメッセージサービスの稼働を一時的に停止のうち、保全・改修目的のメンテナンスを実施すること。また、区へ事前相談と経過を報告すること。

(3) 再勧奨はがきの原稿作成

より効果的な受診勧奨を図るため、(1) 勧奨通知発送後に発送する再勧奨はがきの原稿を作成する。再度の勧奨であること及び(1)の受診勧奨パターン分類等を踏まえ適切な勧奨はがきの原稿を作成する。

ア 対象・パターン数及び納品時期

対象：勧奨通知発送者のうち、令和7年度国保健診未受診の者及び前年度受診者のうち携帯電話番号の登録がない等の理由によりショートメッセージサービスを用いた勧奨の対象外の者

パターン数：1種類

納品時期：10月中旬 ※参考：発送は1月上旬予定

形状：通常はがきサイズ（V型圧着）

色数：表4色・裏4色

校正：文字校正3回以上、色校正1回以上

内容：再度の勧奨であることを踏まえ、より効果的な区独自のメッセージを記載する。なお、圧着部分に受診券番号を印刷する予定であることを踏まえたデザインを作成すること。

納品方法：印刷原稿に適した電子データにて納品すること。

なお、納品された原稿データは区が別途委託契約する印刷業者に提供し、勧奨はがきの作成、発送を行う。

イ 音声コード(Uni-Voice)対応の切り欠きを指定の位置にデザインすること。また、区より提供する音声コード用文言から音声コード(Uni-Voice)を作成し、指定の位置にデザインすること。

※切り欠き加工位置及び音声コード(Uni-Voice)印刷の仕様については、下記ホームページを参照すること。配置位置については別途区より指示する。

[https://www.javis.jp/\\_files/ugd/717f42\\_b7eb40354ead4ebaba5798ecf40d6921.pdf](https://www.javis.jp/_files/ugd/717f42_b7eb40354ead4ebaba5798ecf40d6921.pdf)

レイアウト及び内容等詳細については、別途区と協議すること。

(4) 65歳から74歳の国保健診勧奨はがきの原稿作成

より効果的な受診勧奨を図るため、効果的な区独自のメッセージを記載した勧奨はがきの原稿を作成する。

形状：通常はがきサイズ（2面）

色数：表4色・裏4色

校正：文字校正3回以上

内容：65歳から74歳の方向けの勧奨であることを踏まえ、より効果的なメッセージを記載する。

納品時期：原稿データの納品 8月上旬 ※参考：発送は9月予定

納品方法：印刷原稿に適した電子データにて区に納品すること。

(5) 実施結果分析報告及び受診勧奨方法の提案等

区が提供する分析用データの情報を基に勧奨通知の発送及びその他受診に至った要因を考慮したうえで実施結果分析を行い、区へ報告を行う（中間報告及び最終報告の計2回）。

なお、受託者はショートメッセージサービスの送信による受診率等の変化等についても分析・評価し、課題抽出及び解決の見通し等を含む結果を報告すること。その際、送信時に使用した区の指定するURLへのアクセス数を報告すること。

また、分析の結果、受診率向上に向け今後取り組むべき受診勧奨方法等の提案を併せて行い、実施結果分析等から得た各種情報及び分析結果は電子データにて区へ提出すること。

なお、事業の報告については、各業務実施過程において適宜その経過を報告し、受診状況によりさらなる受診率向上のため、年度内に実施可能な再勧奨方法等を提案すること。

4 提供データについて

区が提供するデータは下記のとおりとし、各データの提供媒体はCD-R・ファイル転送サービス等とする。

(1) 分析用データ

・令和2～令和7年度国保健診対象者データ

40歳から64歳の江戸川区国民健康保険被保険者、受診結果・受診勧奨結果・レセプトの有無（生活習慣病とその他の区別有）・レセプト情報による通院医療機関名等含む。

※令和7年度国保健診対象者データは、①対象者分析用②中間報告用③最終報告用の計3回の提供とする。

(2) 発送用データ（印刷用データ）

ア 印字内容

宛名面：郵便番号、住所、氏名、カスタマバーコード、管理番号

圧着部分：受診券番号、通院医療機関名

イ 印刷用データ

CSV、文字コードUNICODE

・対象者データ（外字変換済）

・外字フォントデータ

UNICODE用：Windows標準外字フォントファイル（EUDC.tte）

(3) 送信用データ（ショートメッセージサービスデータ）

携帯電話番号を含む対象者データ

5 配送

自動車を利用する際は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定を遵守すること。

## 6 個人情報保護及び情報セキュリティ対策

受託者は、契約書及び「個人情報保護に関する特約条項（様式2）」に基づき、個人情報の管理と情報セキュリティについては万全の対策措置を講じなければならない。

### (1) 物理的セキュリティ対策

- ア コンピュータ設置場所、作業所等が耐震構造の建物であること。
- イ 監視カメラ、警備員等による防犯対策を施していること。
- ウ 建物、マシン室、データ媒体保管庫等への入退室管理システムが導入されていること。
- エ データ媒体は、保管庫内の施錠可能な専用キャビネット等において厳重に保管管理できること。
- オ 非常電源、防火システム等が整っていること。
- カ 作業コンピュータには、外部から接続できない等の保護対策を施していること。

### (2) 人的セキュリティ対策

- ア 従業員に対して個人情報保護と情報セキュリティの研修を定期的に行い、個人情報の取り扱いを適正に行うよう努めること。
- イ 情報セキュリティの運用、管理体制が整備されており、セキュリティ管理者及び担当者が指定されていること。
- ウ IDカード、パスワード等を管理運用していること。

### (3) 運用におけるセキュリティ対策

- ア 個人情報保護と情報セキュリティの方針が定められていること。
- イ データ媒体の搬送は、施錠可能なケースに入れ、セキュリティ便等安全かつ確実な方法により運搬を行うこと。なお、ケースは受託者が準備すること。
- ウ データの授受は、管理簿をもって行うこと。
- エ 建物、マシン室、データ媒体保管庫等に入退室できる者が特定されており、記録が適正に管理されていること。
- オ セキュリティ対策運用体制の監査を定期的を実施すること。
- カ 事故、災害、トラブル等に対応できる体制・手順書を整えること。
- キ 当該事務処理を行う情報システムを取り扱うことができる者を特定し、技術的にアクセス制限がなされているとともに、システムへのアクセス記録を適正に取得保管し、チェックすること。

### (4) その他の個人情報保護対策

- ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークを取得していること。
- イ データ等は業務終了まで受託者において確実に保管し、納品時に返却すること。また、返却不可能な物については消去を行い、消去報告書を提出すること。
- ウ 区が提供する資料(情報)処理のための事業者の情報システムに関するセキュリティ要件を以下のとおり定める。
  - (ア) 外部ネットワーク接続の禁止（若しくはファイアーウォール等の侵入対策の実施）
  - (イ) 利用資格者の限定及びアクセス制御のための認証システムを持つこと
  - (ウ) 操作ログの取得保存
- エ この契約に係る個人情報取扱者の管理体制と管理者及び取扱者の名簿を区へ提出すること。
- オ 個人情報保護及び情報セキュリティに関する社内方針を文書にて提出すること。
- カ 区指定の様式で、「個人情報の取扱いに関するチェックリスト」を提出すること。
- キ 事故発生時、並びに、個人情報保護及び情報セキュリティ対策について変更のあった場合は、直ちに区へ文書をもって報告する。

ク 業務上知り得た個人情報の取り扱いに当たっては、別に定める特約条項を遵守し、秘密保持に努めなければならない。また、契約期間中のみならず、準備期間中、契約終了後においても、同様の取り扱いとする。

ケ 受託者は、区の必要に応じ、現場査察の受け入れ、実施状況の報告等を行う。

コ 業務上、生じた疑義については、区に連絡し、その指示に従うこと。

## 7 委託料の請求・支払

履行期間終了後、受託者の請求を受理した日から起算して30日以内に支払うこととする。なお、受託者は履行期間終了後より30日以内に区へ請求をすること。

## 8 不当行為の防止

受託者は委託業務の履行に際して、「江戸川区契約における暴力団等排除に関する特約条項」を遵守しなければならない。

## 9 その他

最低賃金（毎年10月頃の改正により最低賃金額が改正された場合は、当該改定後の最低賃金）以上の額を労働者に支払うこと。

## 10 留意事項

- (1) 受託者は委託事業実施のため区と密に打ち合わせを行うこと。また、打ち合わせの際は3日以内に議事録を作成し、区へ提出すること。
- (2) 区が本業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めた場合は、受託者は調査・照会について速やかに対応すること。
- (3) 受託者は、当該業務に当たり区に損害を与えた時は、これに対する損害賠償をしなければならない。
- (4) その他、本仕様書に定めのないことについては、その都度区と協議すること。
- (5) 成果物に関する著作権は受託者に帰属する。但し、区は当該成果物を受託者の事前承諾のもと、無償で使用することができる。また、区は受託者所定の手数料を支払うことにより、成果物を追加発注することができる。
- (6) 受託者は、区が提供する分析用データ等を基に、事業実施結果分析報告等に使用した個人情報を含まない分析結果及び統計情報を、受託者の業務改善、製品開発、新規事業等に利用（複製、複写、改変、第三者への提供を含む）することができる。この場合は区へ協議の上、利用内容を報告すること。
- (7) 受託者は、特定健診受診勧奨業務の受託実績を有するものとする。

## 11 担当部署

健康部健康推進課健診係      連絡先：03-5662-0623